

介護保険法改正に伴う保険料率・利用料等の見直しについて

介護保険制度の運営に必要な費用は、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険加入者の第2号被保険者の皆様の保険料と税金で賄われています。

今後、より一層進展が見込まれる高齢化、利用者数の増加等により、費用が増大することが予想されることから、平成27年度からは、一定所得以上の所得・資産のある方につきましては、保険料率、利用者負担率の引き上げ等負担の増加をお願いすることとなります。

介護保険制度を、破綻させることなく、将来にわたって安定的に持続させる為の見直しとなりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●平成27年4月から実施される見直しの内容見直しの内容

1. 介護保険料段階の多段階化と保険料段階毎の保険料率の見直し

第1号被保険者保険料段階が所得段階に応じ、多段階化（6段階→9段階）されることとなります。

平成27年度まで			平成27年度から		
保険料段階	要件	保険料率	新要件等	保険料段階	保険料率
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金又は生活保護受給者	0.5		第1段階	0.5(※)
第2段階	市民税非課税世帯で、本人収入等80万円以下の方	0.5		第2段階	0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	本人収入等120万円以下の方	第3段階	0.75
			本人収入等120万円超の方	第4段階	0.9
第4段階(軽減)	第4段階の方のうち、本人収入等80万円以下の方	0.83	本人収入等80万円以下の方	第5段階	1
第4段階	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税の方	1	本人収入等80万円超の方	第6段階	1.2
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円未満の方	1.25	本人合計所得金額120万円未満	第7段階	1.3
			本人合計所得金額190万円未満	第8段階	1.5
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上の方	1.5	本人合計所得金額290万円未満	第9段階	1.7
			本人合計所得金額290万円以上		

※第6期第1段階の方については、公費による負担軽減により平成27・28年度の実際の料率は0.45

2. 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所対象者の重点化

施設への入所の必要性の高い方が優先的に入所できるよう、平成27年4月1日以降、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所できる方は原則要介護3以上の方に限定されます。

※平成27年4月1日以前から入所されている方は、引き続き入所することができます。

※要介護1・2の方であっても

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

こと等により、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると判断される場合は、特例的に施設への入所が認められます。

3. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の多床室における基準費用額の見直し

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所生活介護の多床室の基準費用額（光熱水費・室料相当額）が平成27年4月から日額320円から370円に引き上げられることとなります。

※ただし、費用負担第1段階（生活保護を受けておられる方か、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方）については、引き続き0円となります。

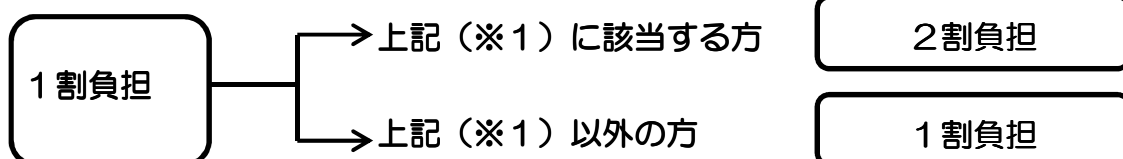
●平成27年8月から実施される見直しの内容

1. 利用者負担率の見直し（第1号被保険者のみ）

合計所得金額が160万円以上であり、かつ、本人の公的年金等収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得除く）の合計額が単身で280万円、第1号被保険者2人以上世帯で346万円以上であり、受給者本人が住民税非課税又は生活保護受給者等でない方（※1）については利用者負担率が1割から2割に引き上げられることとなります。

2015年7月末まで

2015年8月から



2. 高額介護サービス費の見直し（第1号被保険者のみ）

本人の属する世帯に課税所得金額（サービスを受けた月の属する年の前年（その月が1月～7月までは前々年）が、「現役なみ所得相当」（145万以上）の第1号被保険者がいる場合については、世帯の負担上限額が37,200円から44,400円に引き上げられ、44,400円を超過した費用について、高額介護サービス費として支給されることになります。

※ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円未満の場合（12月31日において世帯主であり、同日に19歳未満で合計所得金額38万円以下であるもの（控除対象者）がいる場合は①16歳未満の控除対象者数×33万円 ②16歳以上19歳未満の控除対象者数×12万を控除後）は、申請いただきますと申請日の属する月の翌月から世帯の負担上限額が37,200円に引き下げられます。

2015年7月末まで

市民税課税世帯	37,200円（世帯）
市町村民税非課税世帯	24,600円（世帯）
年金収入等が80万円以下の方	15,000円（個人）
老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
生活保護受給者	15,000円（個人）

2015年8月から

現役なみ所得者相当	44,400円
上記以外	37,200円

現行どおり

3. 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し

介護保険施設に入所されている方や短期入所サービスを利用している方の室料や食費負担額の一部を負担する特定入所者介護（予防）サービス費の支給の基準について、これまでのご本人の所得・収入状況に加え、次の預貯金等の資産の状況や配偶者（世帯分離後含む）の所得・預貯金等の資産の状況等により判断されることになります。

資産要件・・・預貯金等単身1,000万円以下、夫婦世帯2,000万円以下であること
 ※負債がある場合は、相殺したのちの資産状況で判断します。

配偶者所得・・・配偶者が市民税非課税であること

2015年7月末まで

市民税非課税世帯であること（所得要件のみ）

2015年8月から

※所得要件

- 市民税非課税世帯であること
- 別世帯に配偶者がいる場合は配偶者も市民税非課税であること

+

※資産要件

- 負債と相殺した預貯金等の資産が単身で1,000万円（相当）、夫婦で2,000万円（相当）以下であること

4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の多床室における基準費用額の見直し

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所生活介護の多床室の基準費用額（光熱水費・室料相当額）が平成27年8月から日額370円から840円に引き上げられることとなります。

ただし、利用者負担第1段階から利用者負担第3段階の方については、負担軽減のための制度が設けられています。

利用者負担段階	2015年7月末まで	2015年8月から
	負担限度額（日額）	負担限度額（日額）
基準費用額	370円	840円
第3段階 ※所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	370円	370円
第2段階 ※所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	370円	370円
第1段階 ※生活保護を受けておられる方か、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方	0円	0円

※基準費用額と負担限度額の差額は介護保険から給付されます。

※市民税課税世帯の方の負担限度額は基準費用額を参考に決定された施設が定めた額となります。